

美浜町

農業委員会だより



収穫が待ち遠しい！ ～美しい景観の菅浜棚田～

主な記事

- 農業委員会の改選のお知らせ
• 農地の売買、貸借、転用には許可が必要です
• 農地パトロールを実施しています
..... 2
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介
..... 3
- 農業者年金に加入しませんか 4

耕作者と地域の努力により、酷暑日、渇水を乗り越え、色づき垂れ下がった穂。

畔・法面の管理が大変だが、キレイに除草された棚田は、おいしいお米が育つことはもちろんのこと、美しい景観が魅力的である。

発行日 令和8年8月25日

発行 福井県三方郡美浜町郷第 25 号 25 番地

美浜町農業委員会（産業政策課内）

電話：0770-32-6706

FAX：0770-32-6050

e-mail：sangyo@town.fukui-mihama.lg.jp

美浜町農業委員会の改選のお知らせ



町農業委員会では、農業委員の任期満了により改選され、7月20日に新たな農業委員11人が戸嶋町長から任命されました。

また、農地利用の最適化の推進を目的とした「農地利用最適化推進委員」の任期満了による改選も行われ、7人の方が推進委員として農業委員会から委嘱されました。

7月28日に開催された農業委員会総会において、農業委員会会長には大塩友之氏（佐野）が、会長職務代理者には浅妻孝彦氏（大藪）が選出されました。

新しい委員の任期は令和11年7月19日までの3年間です。

農業委員会では、農地法等に基づく農地に関する許可事務のほかに、法改正により農業委員会の最も重要な業務として位置付けられた「農地利用の最適化の推進」を図るために次の業務に取り組みます。

- ・担い手への農地利用の集積、集約の推進
- ・耕作放棄地の発生防止、解消の推進
- ・新規就農、企業等の農業参入の支援

※新体制の農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員及び各委員の担当地区については、3ページの表のとおりです。

農地の売買、譲渡、貸借、転用には、許可が必要です

※許可を受けないで農地転用した場合等には、農地への復元と罰則（3年以下の懲役または300万円以下罰金）が適用されることがあります。



【許可が必要な場合】

- ①農地を農地のままで売買、譲渡、貸付をする場合
（→農地法第3条の規定による許可）
- ②自分の農地を自分が**転用（宅地、駐車場など耕作不可能な状態へと整備）**する場合
（→農地法第4条の規定による許可）
- ③他人の農地を購入、借受けて**転用**する場合
（→農地法第5条の規定による許可）

※転用許可申請について、農地の位置や転用事業内容によっては、許可されない場合があります。

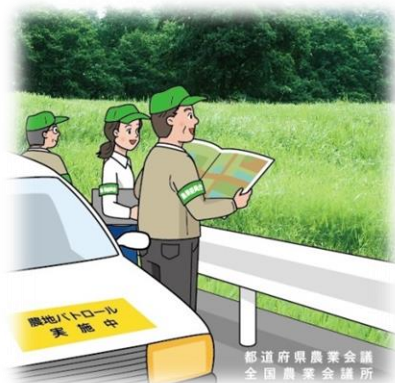
【うっかり違反転用となる例】

- 耕作していない農地に、除草、防草のため、砂利、碎石をまく。（一番多いです。ただし、防草シートは問題ありません。）
- 資材などを大量、広範囲、長期間にわたり置く。
- 工事などの関係で、一時的な転用許可を受けたが、許可された期間を超えて、なお転用地として利用し続ける。

※分かりやすい基準は、農地として容易に活用できる状況にあるかです。

農地の売買や譲渡、転用を計画される場合は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています



美浜町農業委員会では、7月から10月にかけて、荒廃農地やその恐れのある農地、違反転用の早期発見・是正対策などを目的に、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

パトロールでは、農地の状況確認のため、委員及び事務局職員が皆様の農地などに立入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
※調査員は農業委員会の緑色の帽子と腕章を着用して皆様の農地を巡回します。

美浜町農業委員会 農業委員・農地利用最適化推進委員

任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

●農業委員会はこんな仕事をしています

- 1 農地の権利移動についての許可、農地転用についての審査及び福井県への意見提出（現地確認、総会での審議）
- 2 認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化
- 3 遊休農地の発生防止、解消（農地利用状況調査・利用意向調査）
- 4 新規就農者、農業参入企業への支援
- 5 農業経営の合理化や農村地域の世話役活動及び農業、農業者に
関する情報提供
- 6 農業年金制度の普及と加入促進
- 7 農地利用の最適化を図るための行政機関等への意見の提出

農業委員会 会長 (農業委員)

担当地区



おおしおともゆき
大塩友之
(佐野)

町内全域

【北・南地区】

【耳地区】

【東地区】

農業委員	担当地区	農地利用 最適化 推進委員	農業委員	担当地区	農地利用 最適化 推進委員	農業委員	担当地区	農地利用 最適化 推進委員
 あさづまたかひこ 浅妻孝彦 (大藪)	北・南 地区 (主任) 会長職務 代理者		 おのおのかつや 大野克弥 (木野)	耳地区 (主任)		 やまもとふみあき 山本文昭 (竹波)	東地区 (主任)	
 まつしたかつみ 松下勝美 (久々子)	・早 瀬 ・笹 田 ・日 向 ・久々子 ・松 原	 か もともゆき 加茂知之 (久々子)	 くさばやすよ 軍場康代 (南市)	・河原市 ・南 市 ・和 田 ・木 野 ・佐 柿	 なかがわふみ お 中川文雄 (興道寺)	 ゆ り ひろし 由利 博 (佐田)	・坂 尻 ・山 上 ・太 田 ・佐 田	 たなべよしつぐ 田邊義詞 (山上)
 やまもとかずみ 山本和美 (郷市)	・気 山 ・大 藪 ・金 山 ・久 保 ・郷 市	 ふくだしんや 福田新八 (郷市)	 てらおかずみ 寺尾和美 (佐野)	・野 口 ・佐 野 ・上 野 ・興道寺	 のむらはるかず 野村治和 (野口)	 やまもとたづみ 山本孫実 (菅浜)	・北 田 ・菅 浜 ・竹 波 ・丹 生	 もりしたよしつぐ 森下喜嗣 (北田)



たか き ひろかず
高木宏和
(新庄)

・新 庄
・小三ヶ
・宮 代
・中 寺
・麻 生



おおしおしんいち
大塩伸一
(小三ヶ)

※農業委員と推進委員の違い

- ・農業委員…総会に出席し最終的に委員会として決定することを主体とする。（但し、推進委員と連携して現場活動も行う）
- ・推進委員…農地利用最適化を推進するため、担当地区において現場活動を行うことを主体とする。（但し、総会に出席し農地利用に関する意見を述べる）

老後の備えは
万全ですか？

≪メリットいっぱい≫

農業者年金



～農業者の未来を支える農業者年金！
農業者だけが利用できるメリットの多い安心な制度です～

農業者年金とは？

農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。60歳未満の国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方であれば誰でも加入できます。

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます

国民年金の支給総額は 夫婦あわせて年額約170万円

※農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は40年加入で月額約7万1千円、夫婦あわせて月額約14.2万円です。



それ
に対して

老後の家計費現金支出額は 年額約316万円

※高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は現金支出額で月額約26.4万円です。
（総務省家計調査などにより）

このように、国民年金だけでは月額約12万円程度不足し、十分とは言えません。
老後の生活は自分で準備する必要があります。老後の備えに農業者年金に加入しましょう！

農業者年金の特徴とメリット

1. 少子高齢化時代に強く安定した年金です

加入者の積み立てた保険料とその運用益により、将来受給する年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式の年金。加入者・受給者数に左右されない制度です。

2. 終身年金で生涯安心、80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。もし80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳まで受け取るはずであった年金相当額が死亡一時金として遺族に支給されます。

3. 公的年金ならではの税制の優遇措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税・復興特別所得税の節税につながります。さらに、将来受け取る農業者年金は、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

4. 保険料の額は自分で決められる！

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選べます。また、加入後でも、経営の状況や生活に合わせていつでも見直すことができます。

5. 農業の担い手には保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしているなど、要件を備えた農業者には、保険料（月額2万円）の2割、3割、5割の国庫補助があります（※原則として20年以上の保険料納付期間が必要）

※農業者年金と同じ2階部分の公的な年金である国民年金基金（旧みどり年金を含む）やiDeCo（個人型確定拠出年金）は、重複加入できません。

【お申込み・お問い合わせ先】

J A 福井県 みはま支店（TEL32-1134）または美浜町農業委員会事務局（TEL32-6706）